

構造設計一級建築士／設備設計一級建築士

法適合確認に際して行う記名・押印等について

構造設計図書・設備設計図書に関する留意事項について

運 用 解 説 版

平成21年11月27日

発行 一般社団法人 新・建築士制度普及協会

※新・建築士制度普及協会は平成29年3月31日に解散しました。

目 次

法適合確認に際して行う記名・押印等について	……………	2
構造設計図書・設備設計図書に関する留意事項について	………	6
法適合確認等に関する Q & A について	……………	10

法適合確認に際して行う記名・押印等について

- 構造設計一級建築士／設備設計一級建築士が法適合確認を行った場合は、
 - ・ 法適合確認の対象となる構造設計図書／設備設計図書に
 - ・ 次の①又は②のいずれかを記載したうえで
 - ①その内容が構造関係規定／設備関係規定に適合することを確認したこと
 - ②その内容が構造関係規定／設備関係規定に適合することを確認できないこと
 - ・ 構造設計一級建築士／設備設計一級建築士である旨の表示をして記名、押印をする
 ことが建築士法（以下、士法という。）において定められている。
- これに関し、例えば、構造設計図書／設備設計図書に「法適合確認欄」を設けることが考えられる。

（1）法適合確認欄

- 構造設計図書／設備設計図書の下端に設けられるプロジェクト名、図面の種類・番号、設計者氏名・押印、設計者が所属する建築士事務所名などを記す部分に並べて、「法適合確認欄」として以下の記載欄を設ける。
（以下は、設備設計一級建築士が法適合確認を行う場合を例として示す。）

①設備設計一級建築士の氏名等記入欄

設備設計一級建築士		
氏名	設備設計一級建築士証交付番号（注1）	印

②確認結果等記入欄

A 案

法適合確認結果等	
設備関係規定に適合することを	
<input type="checkbox"/> 確認した。	確認した範囲等（注2）
<input type="checkbox"/> 確認できない。	

B 案

法適合確認結果等	
設備関係規定に適合することを確認した。（注3）	
確認した範囲等（注2）	

③備考欄（注4）

- (注 1) 設備設計一級建築士証の交付番号を図面に記載することは、建築士法上必須ではない。
なお、法適合確認を行った設備設計一級建築士については、建築確認申請書第 2 面の 3 欄において、(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れて、氏名及び設備設計一級建築士証の交付番号を記載する。
- (注 2) 「確認した範囲等」の欄を設け、確認した範囲、確認できない理由等を記す部分を設けることも考えられる(注: 建築士法上必須ではない)。
- (注 3) 確認できない場合は、「確認した」を見え消して抹消し、「確認できない」と記載する。
- (注 4) 必要に応じ、備考欄を設け、設備設計一級建築士が補足事項、コメント等を記載する。
設備設計一級建築士が法適合確認に際して建築設備士の助言を受けた場合に、備考欄にその旨明らかにすることも考えられる。

(2) 法適合確認を行った図面等における責任範囲の明確化

- 構造設計一級建築士／設備設計一級建築士が法適合確認を行う場合、建築基準法において「設計者」として扱われるが、その責任は当該構造設計一級建築士／設備設計一級建築士が法適合確認を行う範囲に限定される。従って、構造/設備設計一級建築士が法適合確認を行い、設計図書に記名、押印を行う際には、当該構造／設備設計一級建築士の責任範囲が明確になる記載を行うことが望ましい。
- 構造設計一級建築士／設備設計一級建築士がその種類や専門分野ごとに分担して法適合確認を行う場合には、「法適合確認欄」に以下の記載を行う方法が考えられる。

①法規定の内容により分担する場合

「確認の範囲等」の欄や備考欄に、『ただし、建築基準法第〇〇条〇〇項・・・の規定(注: 法適合確認を行う範囲を適宜記入)に関する事項に限る。』と記載する。

②一枚の図書が複数の図により構成されており、これらの図により分担する場合

「確認の範囲等」の欄に、『ただし、〇〇図(注: 法適合確認を行う範囲を適宜記入)に関する事項に限る。』と記載する。

(参考) 自ら設計を行った場合の記名・押印等の方法

構造設計一級建築士／設備設計一級建築士が自ら設計を行った場合は、構造設計図書／設備設計図書に一級建築士である旨の表示をして記名、押印する(士法第 20 条第 1 項)とともに、構造設計一級建築士／設備設計一級建築士である旨の表示(士法第 20 条の 2 第 1 項)をする必要がある(「法適合確認欄」を設計図書に設ける必要はない)。

構造／設備設計図書（図面、仕様書）に設ける「法適合確認欄」のイメージ

（以下は、A 案の場合を例として示す。）

○構造設計一級建築士が法適合確認を行う場合

法 適 合 確 認 欄	構造設計一級建築士			法適合確認結果等		備考欄
	氏名	構造設計一級建築士証交付番号	印	本図(仕様書)に記載された事項は、 構造関係規定に適合することを		
				<input type="checkbox"/> 確認した。 <input type="checkbox"/> 確認できない。	確認した範囲等	
				<input type="checkbox"/> 確認した。 <input type="checkbox"/> 確認できない。	確認した範囲等	
				<input type="checkbox"/> 確認した。 <input type="checkbox"/> 確認できない。	確認した範囲等	

○設備設計一級建築士が法適合確認を行う場合

法 適 合 確 認 欄	設備設計一級建築士			法適合確認結果等		備考欄 (注) 意見を聴いた建築設備士の 氏名等を記載する。
	氏名	設備設計一級建築士証交付番号	印	本図(仕様書)に記載された事項は、 設備関係規定に適合することを		
				<input type="checkbox"/> 確認した。 <input type="checkbox"/> 確認できない。	確認した範囲等	
				<input type="checkbox"/> 確認した。 <input type="checkbox"/> 確認できない。	確認した範囲等	
				<input type="checkbox"/> 確認した。 <input type="checkbox"/> 確認できない。	確認した範囲等	

[根拠：建築士法]

第 20 条の 2

第 1 項 構造設計一級建築士は、第 3 条第 1 項に規定する建築物のうち、建築基準法第 20 条第 1 号または第 2 号に掲げる建築物に該当するものの構造設計を行った場合においては、前条第 1 項の規定によるほか、その構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をしなければならない。構造設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

第 2 項 構造設計一級建築士以外の一級建築士は、前項の建築物の構造設計を行った場合においては、国土交通省令で定めるところにより、構造設計一級建築士に当該構造設計に係る建築物が建築基準法第二十条（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定及びこれに基づく命令の規定（以下「構造関係規定」という。）に適合するかどうかの確認を求めなければならない。構造設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

第 3 項 構造設計一級建築士は、前項の規定により確認を求められた場合において、当該建築物が構造関係規定に適合することを確認したとき又は適合することを確認できないときは、当該構造設計図書にその旨を記載するとともに、構造設計一級建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならない。

第 4 項 （省略）

第 20 条の 3

第 1 項 設備設計一級建築士は、階数が 3 以上で床面積の合計が 5,000 m²を超える建築物の設備設計を行った場合においては、第 20 条第 1 項の規定によるほか、その設備設計図書に設備設計一級建築士である旨の表示をしなければならない。設備設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

第 2 項 設備設計一級建築士以外の一級建築士は、前項の建築物の設備設計を行った場合においては、国土交通省令で定めるところにより、設備設計一級建築士に当該設備設計に係る建築物が建築基準法第二十八条第三項、第二十八条の二第三号（換気設備に係る部分に限る。）、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条（消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備、排煙設備及び非常用の照明装置に係る部分に限る。）及び第三十六条（消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに煙突及び昇降機の構造に係る部分に限る。）の規定並びにこれらに基づく命令の規定（以下「設備関係規定」という。）に適合するかどうかの確認を求めなければならない。設備設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

第 3 項 設備設計一級建築士は、前項の規定により確認を求められた場合において、当該建築物が設備関係規定に適合することを確認したとき又は適合することを確認できないときは、当該設備設計図書にその旨を記載するとともに、設備設計一級建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならない。

第 4 項 （省略）

構造設計図書・設備設計図書に関する留意事項について

1. 構造設計図書・設備設計図書について

(1) 構造設計図書について

「構造設計」とは、構造設計図書（基礎伏図、構造計算書その他の建築物の構造に関する設計図書で国土交通省令で定めるもの）の設計（その者の責任において設計図書を作成すること）をいい（土法第 2 条第 6 項）、構造設計図書の内容は土法施行規則第 1 条第 1 項において、以下のとおり規定されている。

建築物	構造設計図書	備考
建築基準法第 20 条第一号・第二号に掲げる建築物（共通）	建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項表 2 および第 4 項表 1 の図書のうち、構造関係規定に係るもの	構造関係規定に関し、建築確認申請時に提出を行う図書
建築基準法第 20 条第一号の認定を受けた高さ 60m を超える建築物	建築基準法施行規則第 10 条の 5 の 21 第 1 項の図書	構造方法の国土交通大臣認定を受けるために提出する図書
限界耐力計算、保有水平耐力計算（ルート 3）、許容応力度等計算（ルート 2）、令第 82 条・第 82 条の 4 の計算（ルート 1）を行った建築物	建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項表 3 の図書	構造計算書一式
大臣告示に基づく上の各計算と同等の構造計算を行った建築物	建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項表 3 に準ずるものとして大臣が定める図書	構造計算書一式

注）型式適合認定を受けた建築物に係るものは除外される。

(2) 設備設計図書について

「設備設計」とは、設備設計図書（建築基準法第 2 条第 3 号に規定する建築設備の各階平面図及び構造詳細図その他の建築設備に関する設計図書で国土交通省令で定めるもの）の設計（その者の責任において設計図書を作成すること）をいい（土法第 2 条第 6 項）、設備設計図書の内容は、土法施行規則第 1 条第 2 項において、以下のとおり規定されている。

建築物	設備設計図書	備考
階数が 3 以上で床面積の合計が 5,000㎡ を超える建築物	建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 4 項表 1 の図書のうち、設備関係規定が適用される建築設備に係るもの	設備関係規定が適用される建築設備に関し、建築確認申請時に提出を行う図書

2. 留意事項

(1) 構造設計図書について

- 建築設備の構造安全性などに関する規定（建築基準法施行令第 129 条の 2 の 4 の規定）についても、構造関係規定として、構造設計一級建築士が設計又は法適合確認を行い、当該事項が明示される図書に、必要な記名、押印等を行う。
- なお、これに関し、仕様書（特記仕様書等）に以下の記載を行い、必要な記名、押印等を行う方法が考えられる。

【記載例】

令第 129 条の 2 の 4 の事項 ※ 設計が該当する場合には、□にチェックを記入する。

- ・ 建築物に設ける建築設備にあつては、構造耐力上安全なものとして、以下の構造方法による。
 - 建築設備（昇降機を除く。）、建築設備の支持構造部及び緊結金物は、腐食又は腐朽のおそれがないものとする。
 - 屋上から突出する水槽、煙突、冷却塔その他これらに類するものは、支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に、支持構造部は、建築物の構造耐力上主要な部分に、緊結すること。
 - 煙突の屋上突出部の高さは、れんが造、石造、コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造の場合は鉄製の支枠を設けたものを除き、90 cm 以下とすること。
 - 煙突で屋内にある部分は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを 5 cm 以上とした鉄筋コンクリート造又は厚さが 25 cm 以上の無筋コンクリート造、れんが造、石造若しくはコンクリートブロック造とすること。
 - 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は、
 - 風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。
 - 建築物の部分を通り抜けて配管する場合においては、当該貫通部分に配管スリーブを設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講ずること。
 - 管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手又は可撓継手を設ける等有効な損傷防止のための措置を講ずること。
 - 管を支持し、又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いる等有効な地震その他の震動及び衝撃の緩和のための措置を講ずること。
 - 法第 20 条第一号から第三号までの建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものにあつては、建設省告示第 1389 号により、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとする。

- 構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状、寸法等についても、構造関係規定として、構造設計一級建築士が設計又は法適合確認を行い、当該事項が明示される図書に、必要な記名、押印等を行う。
- なお、この場合、当該事項が明示される図書がいわゆる意匠図（平面図、立面図、断面図等）である場合には、必要な記名、押印等を行った上で、「（ただし、構造関係規定に限る。）」等の記載を行い、責任範囲を明確化することに留意する必要がある。

【解説】

（記名・押印等を行うべき図書について）

構造関係規定に係る明示すべき事項が、複数の図書に記載される場合には、そのいずれかの図書に、構造設計一級建築士が記名・押印等を行っていただければよいものとする。例えば、構造設計一級建築士が設計又は法適合確認をすべき構造関係規定に係る事項が、構造図又は構造計算書に加えていわゆる意匠図又は設備図にも記載される場合においては、構造図又は構造計算書に記名・押印等を行えばよいものとする。なお、当該措置については、図書間における不整合がないことが前提となるが、図書間の不整合が生じた場合には、設計

図書を作成した一級建築士がその責を負う。

(屋根ふき材等の構造計算に関する記名・押印等について)

建築基準法施行令第 39 条（屋根ふき材等の緊結）等に係る構造設計一級建築士による設計又は法適合確認について、例えば、屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を確認する場合、構造図又は構造計算書によらない場合には、意匠図（詳細図、建具リスト等）や仕様書（特記仕様書等）等のいずれかにおいて構造設計一級建築士による設計又は法適合確認を行い、当該図書に記名・押印等を行う。

(建築設備の構造強度に関する記名・押印等について)

建築基準法施行令第 129 条の 2 の 4（建築設備の構造強度）に係る構造設計一級建築士による設計又は法適合確認において、その対象図書が構造図又は構造計算書によらない場合には、意匠図、設備図又は仕様書のいずれかにより構造設計一級建築士による設計又は法適合確認を行い、設計又は確認を行った図書に記名・押印等を行う。

なお、昇降機について、建築物本体の確認申請を行った後に建築基準法第 87 条の 2（建築設備への準用）による確認申請（いわゆる別願申請）を行う場合においても、当初の確認申請におけるエレベーター荷重の建築物本体への考慮、エレベーターの受け材が直接取り付く梁・小梁等の安全性等の設計又は法適合確認については、その事項が記載されている図書のいずれかにより、構造設計一級建築士による設計又は法適合確認を行い、記名・押印等を行う。

(2. (1) の仕様書（特記仕様書等）の[記載例]について)

本記載例のほか、「建築設備耐震設計・施工指針 2005 年版（（財）日本建築センター）」等を参考として、地域性や建物性状に応じた荷重条件、設計用震度等を記載したより詳細な仕様書（特記仕様書等）とすることは差し支えない。

(2) 設備設計図書について

- 自然換気、自然排煙を採用する場合などにおける開口部の位置、面積、中央管理室の位置等についても、設備関係規定として、設備設計一級建築士が設計又は法適合確認を行い、当該事項が明示される図書に、必要な記名、押印等を行う。
- なお、この場合、当該事項が明示される図書がいわゆる意匠図（平面図、立面図、断面図等）である場合には、必要な記名、押印等を行った上で、「（ただし、設備関係規定に限る。）」等の記載を行い、責任範囲を明確化することに留意する必要がある。

【解 説】

(記名・押印等を行う図書について)

設備関係規定に係る明示すべき事項が、複数の図書に記載される場合には、そのいずれかの図書に、設備設計一級建築士が記名・押印等を行ってよいものとする。例えば、設備設計一級建築士が設計又は法適合確認をすべき設備関係規定に係る事項について、排煙設備の排煙口の手動開放装置の位置等が設備図等に記載される場合には、当該設備図のみに記名・押印等を行うことでよいものとする。当該措置については、図書間における不整合がないことが前提となるが、図書間の不整合が生じた場合には、設計図書を作成した

一級建築士がその責を負う。

なお、設備関係規定のうち設備図に記載のない事項については、意匠図その他の図書により、設備設計一級建築士による設計又は法適合確認を行い、当該図書への記名・押印等が必要である。

例：設計条件等に係る特記仕様書等

排煙設備の開口面積算定に係る平面図等

自然換気設備の開口面積算定に係る平面図等

また、昇降機について、建築物本体の確認申請を行った後に建築基準法第 87 条の 2（建築設備への準用）による確認申請（いわゆる別願申請）を行う場合においても、当初の確認申請におけるエレベーターの昇降行程、エレベーターの機械室に設ける換気設備の位置、非常用エレベーターの予備電源の位置等については、その事項が記載される図書のいずれかにより設備設計一級建築士による設計又は法適合確認を行い、記名・押印等を行う。

法適合確認等に関するQ & A

1 構造 / 設備設計一級建築士による関与

意匠図への構造設計一級建築士による関与

Q 1 構造関係規定に係る明示すべき事項が記載されているいわゆる意匠図の全てについて、構造設計一級建築士が記名・押印等しなければならないのですか。

A 1 構造関係規定に係る明示すべき事項（例えば、開口部の位置、形状及び寸法等）が、複数の図面に記載される場合（例えば、複数の意匠図に記載される場合、あるいは意匠図と構造図の両方に記載される場合）には、そのいずれかの図書に、構造設計一級建築士が記名・押印等していればよいと考えられます。

意匠図への設備設計一級建築士による関与

Q 2 設備関係規定に係る明示すべき事項が記載されているいわゆる意匠図の全てについて、設備設計一級建築士が記名・押印等しなければならないのですか。

A 2 設備関係規定に係る明示すべき事項（例えば、給気口の位置等）が、複数の図面に記載される場合（例えば、複数の意匠図に記載される場合、あるいは意匠図と設備図の両方に記載される場合）には、そのいずれかの図書に、設備設計一級建築士が記名・押印等していればよいと考えられます。

建築設備の構造強度規定への構造設計一級建築士による関与

Q 3 建築基準法施行令第 129 条の 2 の 4（建築設備の構造強度）は構造関係規定とされていますが、具体的にどの設計図書について法適合確認等を行えばよいのですか。

A 3 建築基準法施行令第 129 条の 2 の 4 の規定に係る記述のある設計図書に対して法適合確認等を行うこととなります。この場合、仕様書（特記仕様書等）において当該規定への適合を確認すること等も考えられます。

仕様書（特記仕様書等）の記載方法については、「法適合確認に際して行う記名・押印 / 構造設計図書・設備設計図書に関する留意事項 運用解説版」等を参考としてください。

構造設計一級建築士の関与のあり方（1）

Q 4 構造設計一級建築士でない元請一級建築士が構造図を作成し、構造設計一級建築士が構造計算した場合、改めての法適合確認が必要ですか。

A 4 構造設計一級建築士以外の一級建築士は、一級建築士の業務独占の対象となる建築物のうち建築基準法第 20 条第一号又は第二号に掲げる建築物に該当するものの構造設計を行った場合には、構造設計一級建築士による法適合確認を求める必要があります。

なお、当該構造計算を行った構造設計一級建築士が、当該構造図の法適合確

認を行うことも考えられます。

構造設計一級建築士の関与のあり方（２）

Q 5 構造設計一級建築士でない一級建築士が作成した設計図書について、同一建築士事務所に属する構造設計一級建築士に法適合確認を求めてもよいですか。

A 5 構造設計一級建築士以外の一級建築士は、一級建築士の業務独占の対象となる建築物のうち建築基準法第 20 条第一号又は第二号に掲げる建築物に該当するものの構造設計を行った場合には、構造設計一級建築士による法適合確認を求める必要があります。

ここで、構造設計一級建築士がどこに属しているかは問われていないため、同一建築士事務所に属する構造設計一級建築士に法適合確認を求めることも可能です。

設備設計一級建築士の責任範囲

Q 6 設備設計者の専門は、空調・衛生、電気、機械等のいずれかであることが多いですが、設備設計一級建築士は、専門でない分野についても責任を負わなければならないのですか。

A 6 設備関係規定については、設備設計一級建築士が自ら設計を行い、又は法適合確認を行う必要があります。

なお、必要に応じて、建築設備士に意見を聴くとともに、例えば、設備の専門分野ごとにそれぞれの設備設計一級建築士が自ら設計を行い、又は法適合確認を行うことも可能です。

建築設備士の役割（１）

Q 7 建築設備士は、どのように設備設計に関わることになるのですか。

A 7 建築設備士は、建築士法上、建築士が設計・工事監理を行う場合に、建築設備の設計・工事監理に関し助言を行う資格者として位置づけられています。

建築士が建築設備士に意見を聴いた場合には、設計図書や工事監理報告書においてその旨を明らかにすることとされていますが、今回の一連の改正により、この位置づけが変わるものではありません。

むしろ、建築設計の専門分化が進む中、建築設備のスペシャリストとしての建築設備士の役割は重要であり、積極的活用が引き続き期待されているところです。

建築設備士の役割（２）

Q 8 建築設備士としての業務経験は、設備設計一級建築士講習（資格付与のための講習）の受講資格として考慮されますか。

A 8 設備設計一級建築士講習の受講には、一級建築士として、設備設計に関する 5 年以上の業務経験が必要ですが、建築設備士として建築設備に関する業務（建

築士に意見を述べる業務等)を行っている場合は、一級建築士となる前に行った当該業務も業務経験として認められます(施工管理等は業務経験に含まれません。)

また、一級建築士として登録し、かつ、建築設備士の資格も有する場合は、業務経験の状況を考慮した上で、講義及び修了考査のうち、「建築設備に関する科目」が免除されます。

法適合確認等の対象

Q9 法適合確認対象でない建築物について構造/設備設計一級建築士が自ら設計を行い、設計図書に構造/設備設計一級建築士である旨の表示をしてもよいですか。

A9 建築士法第20条の2第1項又は同法第20条の3第1項の表示をした者として、確認申請書第2面(建築基準法施行規則第2号様式(平成21年11月27日改正施行))中の「構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者」欄に氏名等を記載することはできません。

上記規定に基づく表示としてではなく、任意で、設計図書に構造/設備設計一級建築士である旨の表示を行うことは禁止されていません。

法適合が確認できなかった場合

Q10 法適合が確認できなかった場合、構造/設備設計一級建築士はどのように対処すべきですか。

A10 当該建築物が構造/設備関係規定に適合することを確認できない場合は、当該構造/設備設計図書にその旨を記載するとともに、構造/設備設計一級建築士である旨の表示をして記名・押印しなければならないとされています。

具体的には、例えば、構造/設備設計図書に「法適合確認欄」を設け、確認できない旨を記載するとともに、備考欄を設け、補足事項、コメント等を記載することも考えられます。「法適合確認に際して行う記名・押印/構造設計図書・設備設計図書に関する留意事項 運用解説版」等を参考としてください。

また、それまでの過程で、構造/設備設計一級建築士が設計内容の変更を提案又は助言することは、法適合確認の業務に含まれません。

平成21年11月27日以降の追加説明書の提出

Q11 平成21年5月26日以前に設計され、11月26日以前に確認申請された建築物について、11月27日以降に追加説明書を提出した場合、新たに構造/設備設計一級建築士の関与が必要ですか。

A11 平成21年11月27日以降は、いつの時点で設計がなされたかにかかわらず、一級建築士の業務独占の対象となる建築物のうち建築基準法第20条第一号又は第二号に掲げる建築物に該当するものの構造設計、又は、階数が3以上で床面積の合計が5,000㎡を超える建築物の設備設計を行った場合は、全て

のものについて、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の関与がなければ確認申請は受理されないこととなります。

平成21年5月26日以前に設計された建築物であっても、平成21年11月27日以降に上記の構造/設備設計に関する追加説明書が提出される場合には、構造/設備設計一級建築士の関与が必要となります。

なお、軽微な不備に関する補正である場合には、それが構造/設備関係規定に係るものでなければ、構造/設備設計一級建築士の記名・押印等を必要としない補正も考えられるので、個別に建築主事又は指定確認検査機関とご相談ください。

平成21年11月27日以降の変更申請

Q12 すでに確認が下りている法適合確認対象建築物について11月27日以降に変更申請する場合、新たに構造/設備設計一級建築士の関与が必要ですか。

A12 平成21年11月27日以降は、いつの時点で設計がなされたかにかかわらず、一級建築士の業務独占の対象となる建築物のうち建築基準法第20条第一号又は第二号に掲げる建築物に該当するものの構造設計、又は、階数が3以上で床面積の合計が5,000㎡を超える建築物の設備設計を行った場合は、全てのものについて、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の関与がなければ確認申請は受理されないこととなります。

平成21年11月26日以前に一度確認が下りた建築物については、変更申請とはいえ、改めて確認申請が行われることとなるため、それが11月27日以降である場合は、構造/設備設計一級建築士の関与が必要です。

2 各種ケースにおける関与

増改築等への関与

Q13 増築、改築、大規模の修繕・大規模の模様替（以下、「増改築等」という。）の場合に、構造/設備設計一級建築士の関与が義務付けられるのはどのような場合ですか。

A13（構造設計一級建築士の関与）

当該増改築等の後に建築基準法第20条第一号又は第二号に掲げる建築物に該当するものについて、一級建築士の業務独占の対象となる増改築等に係る構造設計を行った場合には、構造設計一級建築士の関与が必要となります。

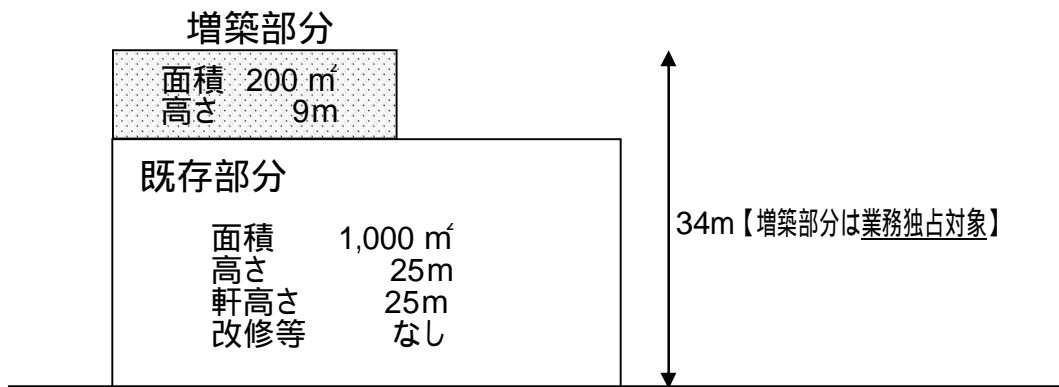
（設備設計一級建築士の関与）

階数が3以上で床面積の合計が5,000㎡を超える規模の増改築等に係る設備設計を行った場合には、設備設計一級建築士の関与が必要となります。

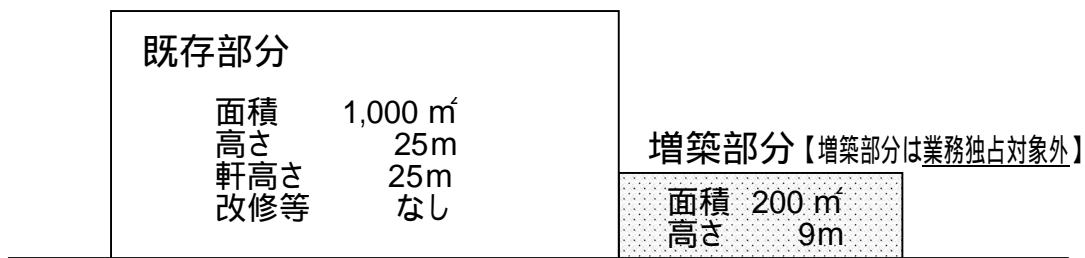
< 構造設計一級建築士の関与の有無の例 >

鉄筋コンクリート造の建築物（増築後、法第 20 条第二号に該当）の場合

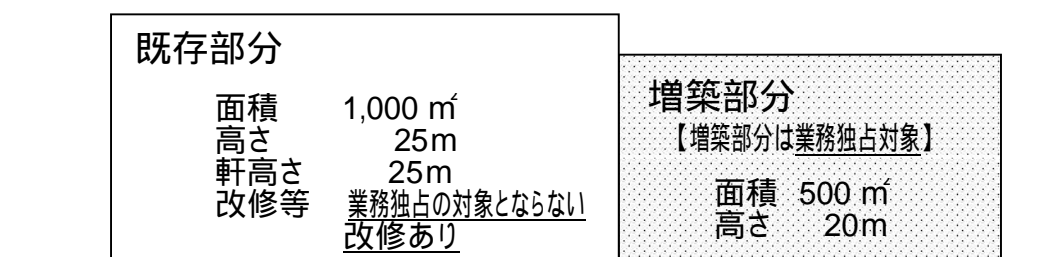
例 1 増築後の建築物全体の規模が建築基準法第 20 条第二号に該当し、かつ、増築部分が一級建築士の業務独占対象（高さ 13m 超で建築士法第 3 条第 1 項第三号に該当。）であるため、関与必要。



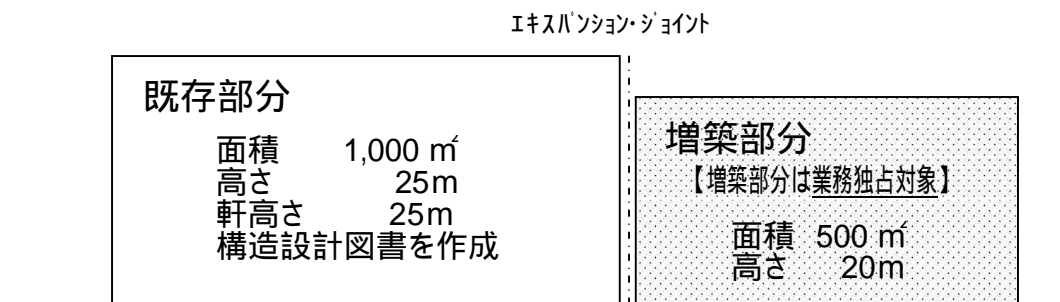
例 2 増築後の建築物全体の規模が建築基準法第 20 条第二号に該当するが、増築部分が一級建築士の業務独占対象ではない（建築士法第 3 条第 1 項各号に該当しない。）ため、関与不要。



例 3 増築後の建築物全体の規模が建築基準法第 20 条第二号に該当し、かつ、増築部分が一級建築士の業務独占対象（建築士法第 3 条第 1 項第三号に該当。）であるため、建築物全体について関与必要。

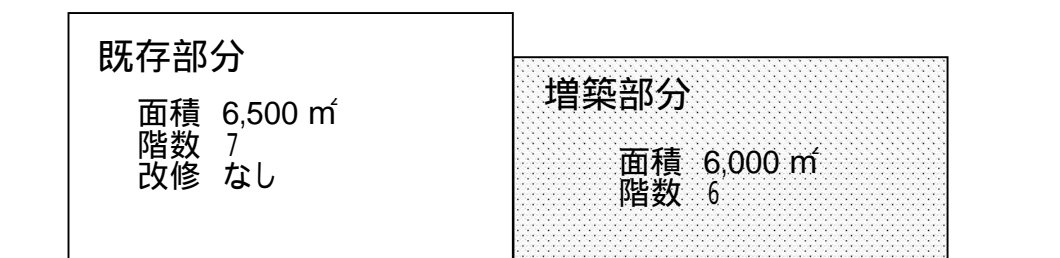


例4 増築後の建築物全体の規模が建築基準法第20条第二号に該当し、かつ、増築部分が一級建築士の業務独占対象(建築士法第3条第1項第三号に該当。)であるため、建築物全体について関与必要。
(エクステンション・ジョイントで接続される場合であっても、既存部分において構造設計図書が作成されるならば、構造設計一級建築士の関与必要。)

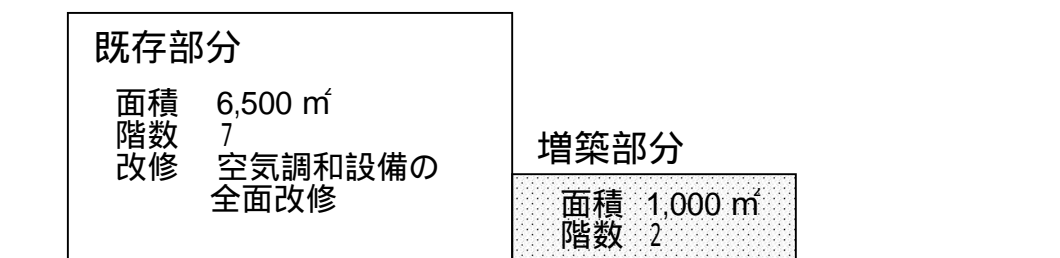


< 設備設計一級建築士の関与の有無の例 >

例5 増築部分が、階数が3以上で床面積の合計が5,000 m²を超えるため、関与必要。



例6 増築部分が、階数が3以上で床面積の合計が5,000 m²を超えないため、関与不要。



増改築等への設備設計一級建築士の関与

Q14 増改築等について設備設計一級建築士が関与する場合、関与が義務付けられるのは増築等を行う部分のみでよいのですか。既存部分も含めて設備設計一級建築士の関与が必要ですか。

A14 設備設計一級建築士の関与が必要となる増築等を行う場合、一体のものとして設備設計が行われる範囲について関与する必要があります。例えば、増築と同時に既存部分の設備改修を行い、全体の設備を一体化する場合には、確認申請に添付されるその設備設計図書について設備設計一級建築士の関与が必要となります。

建築設備のみの改修への関与

Q15 既存建築物について、空気調和設備を入れ替える等、建築設備のみを改修する場合には、設備設計一級建築士の関与は必要ですか。

A15 空気調和設備を入れ替える等の建築設備のみの改修は、建築士法上の大規模の修繕・大規模の模様替に該当しないため、設備設計一級建築士の関与は不要です。また、確認申請も不要です。

例7 建築設備の改修のみで大規模の修繕・模様替に該当しないため、関与不要。

既存部分

面積	6,500 m ²
階数	7
改修	空気調和設備の 全面改修

既存不適格建築物の増築等への関与

Q16 建築基準法第86条の7の規定が適用される増築等を行う場合には、構造設計一級建築士の関与が必要ですか。

A16 建築基準法第86条の7の規定の適用により、同法第20条の規定が適用されない増築等については、構造設計一級建築士による関与は不要です。

耐震改修への関与

Q17 耐震改修促進法第8条第3項の計画の認定を受けて耐震改修を行う場合には、構造設計一級建築士の関与が必要ですか。

A17 耐震改修促進法第8条第3項の計画の認定を受けて耐震改修を行う場合で、地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合させる場合には、建築基準法第20条の規定が適用されないため、構造設計一級建築士による関与は不要です。

プレストレストコンクリート造等への関与

Q18 建築基準法施行令第36条の2及び平成19年5月18日国土交通省告示第593号に規定されていない構造(プレストレストコンクリート造、免震構造等)については、高さ60m以下の場合、構造設計一級建築士の関与は不要ですか。

A18 建築基準法施行令第36条の2及び平成19年5月18日国土交通省告示593号に規定される建築物以外の高さ60m以下の建築物については、建築士法第3条第1項に規定する建築物であっても、建築基準法第20条第一号又は第二号に掲げる建築物に該当しないので、構造設計一級建築士による関与は不要です。

仮設建築物への関与

Q19 建築基準法第85条第5項に規定する仮設建築物についても構造/設備設計一級建築士の関与が必要ですか。

A19 建築基準法第85条第5項に規定する仮設建築物についても、建築士法第20条の2又は第20条の3に該当する場合には、構造/設備設計一級建築士の関与が必要です。

計画通知への関与

Q20 計画通知には、構造/設備設計一級建築士による法適合確認がなければ確認申請の受理を禁止する建築基準法第6条第3項第二号及び第三号が適用されませんが、構造/設備設計一級建築士による法適合確認は不要ですか。

A20 構造設計一級建築士以外の一級建築士が、一級建築士の業務独占の対象となる建築物のうち建築基準法第20条第一号又は第二号に掲げる建築物に該当するものの構造設計を行った場合には構造設計一級建築士、又は、階数が3以上で床面積の合計が5,000㎡を超える建築物の設備設計を行った場合には設備設計一級建築士による法適合確認を求めなければなりません。

また、建築基準法第5条の4第2項又は第3項の規定により、これらの建築物の工事は、構造/設備設計一級建築士が関与した構造/設備設計によらなければならないことができません。

3 表示方法

設計図書での表示方法

Q21 構造/設備設計一級建築士が法適合を確認した場合、設計図書にはどのように表示すればよいですか。

A21 確認申請書第2面(建築基準法施行規則第2号様式(平成21年11月27日改正施行))に必要事項を記載し、法適合確認を行った各図面に、法適合を確認した旨を記載するとともに、構造/設備設計一級建築士である旨の表示をして記名・押印を行います。

なお、各図面の記載方法については、「法適合確認に際して行う記名・押印/

構造設計図書・設備設計図書に関する留意事項 運用解説版」等を参考としてください。

一級建築士である旨の表示

Q22 構造 / 設備設計一級建築士が自ら設計する場合、一級建築士である旨の表示を省略し、構造 / 設備設計一級建築士である旨の表示だけとしてよいですか。

A22 一級建築士である旨の表示を省略することはできません。建築士法第20条第1項に基づき一級建築士である旨の表示をして記名及び押印をするとともに、建築士法第20条の2第1項又は同法第20条の3第1項に基づき構造 / 設備設計一級建築士である旨の表示を行う必要があります。

副本の添付図書への記名・押印

Q23 確認申請書の副本の添付図書には設計者の記名・押印が必要とされていませんが、同様に構造 / 設備設計一級建築士の記名・押印も必要ではないのですか。

A23 確認申請書については、建築基準法施行規則第1条の3第1項第1号により、正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の記名・押印があるものに限られています。副本は、記名・押印された正本の写しであり、設計者が改めて記名・押印しなくても可とされています。

これは、構造 / 設備設計一級建築士の記名・押印についても適用されるので、副本は、記名・押印された正本の写しでよく、改めての記名・押印は必ずしも必要ではありません。

計画通知への記名・押印等

Q24 計画通知において、構造 / 設備設計一級建築士はどのように記名・押印等すればよいですか。

A24 建築基準法第6条第1項が適用される場合の確認申請書における記名・押印等の方法に準じます。

4 必要図書・手続き

構造安全証明書の扱い

Q25 構造設計一級建築士が関与した場合、建築士法第20条第2項に基づく証明書の交付及び確認申請書への添付は必要ですか。

A25 構造設計一級建築士が関与することにより、適正な構造計算がなされ、建築物の構造関係規定への法適合性が確保されることから、構造安全証明書の交付義務はありません。

具体的には、構造設計一級建築士自らが構造設計図書の作成を行った場合（建築士法第20条の2第1項）又は、構造設計一級建築士が法適合確認を行った場合（同条第2項）には、建築士法第20条第2項に基づき、構造計算により建築物の安全性を確かめた場合に交付しなければならない証明書の交付は必要あ

りません。

なお、関与の対象とならない建築物については、構造設計一級建築士が自ら構造設計又は法適合確認を行っていても、構造安全証明書の交付が必要となります。

構造計算適合性判定との関係

Q26 構造設計一級建築士が関与した建築物については、構造計算適合性判定の手続きが合理化されたりしないのですか。

A26 構造設計一級建築士制度は、高度な設計技術を要する一定規模以上の建築物の安全性を確保するため、構造設計に関し専門的知識・技能を有する建築士を設計に関与させることをねらいとするものです。

一方、構造計算適合性判定は、構造計算の法適合性を完全なものとするために、建築主事等が行う審査とは別に、第三者で一定の技術力を有する者が構造計算の過程等の審査や再計算を実施することにより、その適法性のチェックを複層的に行うものです。

このように、両制度は、その趣旨・目的が異なっております。

5 契約等

構造 / 設備設計一級建築士の業務の開始

Q27 構造 / 設備設計一級建築士講習修了者は、資格者証の申請後であれば、資格者証の交付前であっても構造 / 設備設計一級建築士として業務を開始できますか。

A27 「構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けた一級建築士」が構造 / 設備設計一級建築士となりますので、資格者証交付前には、構造 / 設備設計一級建築士として法適合確認等の業務はできません。(建築士法第10条の2第4項)

建築士事務所の登録

Q28 構造 / 設備設計一級建築士が法適合確認のみを業務として行う場合は、建築士事務所の登録は必要ですか。

A28 建築士法第21条において、構造 / 設備設計一級建築士による法適合確認は「設計」に含まれることとされており、これは、建築士事務所の登録が必要となる場合を定めた同法第23条における「設計」についても同様です。

すなわち、構造 / 設備設計一級建築士またはこれを使用する者は、「他人の求めに応じ報酬を得て」法適合確認を「業として」行おうとするときは、建築士事務所の登録を受けることが必要となります。

設備設計一級建築士への依頼

Q29 設備設計一級建築士が属する建築士事務所が県内に1つしかないのですが、他県の設備設計一級建築士が属する建築士事務所を紹介してもらえますか。

A29 構造 / 設備設計一級建築士が属し、他の建築士事務所からの依頼があった場

合に構造／設備設計（又は法適合確認）の業務を受託する意向のある建築士事務所のリスト（協力事務所リスト）が、一般社団法人 新・建築士制度普及協会のホームページで公開されています。（URL:<http://www.icas.or.jp/support/>）

また、資格者リスト（平成20年6、7月に(財)建築技術教育普及センターが実施した構造／設備設計一級建築士講習修了者のうち、都道府県及び都道府県サポートセンターでの閲覧に同意をいただいた方のリスト）が当該サポートセンターで閲覧できます。詳しくは上記ホームページをご覧ください。

法適合確認の業務報酬基準

Q30 構造／設備設計一級建築士が法適合確認を行った場合の業務報酬基準は、国土交通大臣により定められていないのですか。

A30 業務報酬基準（平成21年国土交通省告示第15号）の略算表には、標準的な業務内容（建築士又は建築士事務所が行う多岐にわたる業務の中から一般的な場合に共通性の高い業務を抽出したもの）を実施した場合の標準的な業務量が示されています。

しかし、法適合確認業務については、現段階においては、実績が少ないこと、また、共通性の高い業務とは言えないこと等から、業務報酬基準としての業務量は示されていません。

賠償責任保険の必要性

Q31 構造／設備設計一級建築士の属する建築士事務所には、賠償責任保険への加入を義務付けるべきではないですか。

A31 建築士事務所が加入する損害賠償保険については、建築士法改正により、設計等の業務に関し生じた損害賠償のための保険契約の締結を講じる場合には、保険契約書類を建築士事務所に備え置き閲覧させなければならなくなっており、これを閲覧することにより、建築主（又は住宅取得者）が適切に設計者を選別できるようになっています。

また、（社）日本建築士事務所協会連合会、（社）日本建築士会連合会、（社）日本建築家協会において、それぞれの会員向けサービスとして任意の賠償責任保険制度が用意されていますので、必要に応じて、これらの保険制度をご活用ください。

本 Q&A は、改正建築士法の運用実績等を踏まえて、適宜追加していく予定です。最新情報につきましては、一般社団法人 新・建築士制度普及協会のホームページにてご確認ください。（URL:<http://www.icas.or.jp/>）

構造設計一級建築士／設備設計一級建築士
法適合確認に際して行う記名・押印等について
構造設計図書・設備設計図書に関する留意事項について

運 用 解 説 版

平成 21 年 11 月 27 日発行

編集 財団法人 建築技術教育普及センター

発行 一般社団法人 新・建築士制度普及協会（平成29年3月31日解散）

Printed in Japan

* 本書に一部又は全部を無断で複写、複製、転載あるいは電子媒体等に入力することを禁じます。



一般社団法人 新・建築士制度普及協会について

一般社団法人 新 建築士制度普及協会は、平成29年3月31日に解散しました。

●元会員

(社)日本建築士会連合会

(社)日本建築士事務所協会連合会

(社)日本建築家協会

(財)日本建築防災協会

(社)建築業協会

(社)日本建築構造技術者協会

(社)建築設備技術者協会

(社)日本建築学会

(財)建築技術教育普及センター

(財)建築行政情報センター